

議案第 4 号

安曇野市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 準工業地域、工業地域又は工業専用地域 それぞれ、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。
- (2) 準ずる地域 安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成 22 年安曇野市条例第 28 号。以下「土地利用条例」という。）第 7 条で定められた安曇野市土地利用基本計画において、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に準ずる地域として定められた地域をいう。
- (3) 田園環境区域 土地利用条例第 9 条第 2 項第 4 号に掲げる区域をいう。
- (4) 基本集落又は産業集積地 それぞれ、安曇野市土地利用基本計画で掲げる基本集落又は産業集積地をいう。
- (5) 住宅に併せて商業等を目的とする用途地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域をいう。
- (6) 田園居住区域 土地利用条例第 9 条第 2 項第 3 号に掲げる区域をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域（以下「対象区域」という。）	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
------------------	------------------	--------------------

(1) 準工業地域、工業地域又は工業専用地域	100 分の	100 分の
(2) 準工業地域、工業地域又は工業専用地域に準ずる地域	10 以上	15 以上
(3) 田園環境区域における基本集落内及びその隣接地		
(4) 産業集積地及びその隣接地		
(5) 上記区域以外の区域（住宅に併せて商業等を目的とする用途地域、これに準ずる地域又は田園居住区域を除く。）で、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域であると市長が認める区域		

2 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合の適用）

第 4 条 特定工場の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合において、対象区域の当該敷地に占める面積の割合が 2 分の 1 以上のときは当該敷地の全部について前条の規定を適用し、当該割合が 2 分の 1 未満のときは当該敷地の全部について同条の規定を適用しない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第 5 条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場（以下「既存工場」という。）が第 3 条に規定する対象区域に存する場合にあって、生産施設の変更に（生産施設の変更に伴う面積の減少を除く。）が行われるときは、第 3 条の規定に適合する緑地及び環境施設の変更に伴う面積の算定を法準則備考第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに備考第 3 項の規定の例により行うものとする。この場合において、対象区域に存する既存工場については、法準則備考第 1 項第 2 号中「0.2」とあるのは「0.1」と、同項第 3 号中「0.25」とあるのは「0.15」と、法準則備考第 3 項第 1 号中「0.2」とあるのは「0.1」と、同項第 2 号中「0.25」とあるのは「0.15」と読み替えるものとする。

令和5年2月8日 提出

安曇野市長 太田 寛